

静岡県告示第591号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する前3項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

静岡県知事 川勝平太

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

33.3トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）	11.0トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）	2.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）	7.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）	5.1トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）	1.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）	0.3トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

33.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	23.3トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7.3トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。